

平成28年第2回教育委員会定例会議事録

平成28年1月28日（木）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成28年1月28日（木）午後2時00分～午後3時22分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 伊 井 希 志 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 学 校 整 備 大 竹 直 樹
担 当 部 長
生涯学習スポーツ 和 久 井 義 久 中 央 図 書 館 長 井 山 利 秋
担 当 部 長
庶務課長 岡 本 勝 実 教 育 人 事 藤 江 敏 郎
企 画 課 長
学務課長 正 田 智 枝 子 特 別 支 援 伴 裕 和
教 育 課 長
学校支援課長 朝 比 奈 愛 郎 スポーツ振興課長 人 見 吉 也
済美教育センター 白 石 高 士 済美教育センター 大 島 晃
所 長 統 括 指 導 主 事
済美教育センター 手 塚 成 隆 済美教育センター 加 藤 康 弘
統 括 指 導 主 事 就 学 前 教 育 担 当 課 長
中央図書館次長 吉 川 英 一

事務局職員 庶務係長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第8号 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 杉並区職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第10号 杉並区職員の退職管理に関する条例
- 議案第11号 杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加
した者の費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第12号 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び
杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例
- 議案第13号 平成27年度杉並区一般会計補正予算（第4号）
- 議案第14号 平成28年度杉並区一般会計予算
- 議案第15号 杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 高円寺地域における小中一貫教育校建設工事の基本設計について
- (2) 杉並区中学生レスキュー隊の「第12回地域の防火防災功労賞」の
受賞について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (4) 平成27年度学力等調査の結果について
- (5) 平成27年度体力等調査の結果について

目次

議案

議案第8号	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	20
議案第9号	杉並区職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例	22
議案第10号	杉並区職員の退職管理に関する条例	24
議案第11号	杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	26
議案第12号	杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第13号	平成27年度杉並区一般会計補正予算(第4号)	28
議案第14号	平成28年度杉並区一般会計予算	29
議案第15号	杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則	4

報告事項

1 報告事項

(1) 高円寺地域における小中一貫教育校建設工事の基本設計について	5
(2) 杉並区中学生レスキュー隊の「第12回地域の防火防災功労賞」の受賞について	12
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	14
(4) 平成27年度学力等調査の結果について	15
(5) 平成27年度体力等調査の結果について	16

教育長 ただいまから平成28年第2回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、馬場委員及び折井委員が欠席でございますが、定足数を満たしておりますので、このまま議事を進めます。

議事進行に先立ちまして、事務局より本日の会議について説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございます。

事前にご案内のとおり、議案8件、報告事項5件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。

まず、議案の審議を行います。議案第8号から14号までは、平成28年第1回区議会定例会への提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件となっております。

したがいまして、同法律第14条第7項の規定により、審議を非公開としたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、議案第8号から第14号までにつきましては、審議を非公開とし、他の議案の審議と報告事項の聴取が終了した後に審議をすることといたします。

それでは、まず議案第15号の審議を行います。

議案の上程・説明は事務局よりお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第8 議案第15号「杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

ご説明いたします。

教育委員会では、教職員の福利厚生のため荻窪教職員住宅を設置しており、今年度は3年ごとの使用料改定の年に当たることから、昨年12月に教職員住宅運営委員会において、使用料等の検討を行ったところでございます。

検討結果の主な内容でございますが、東京都教育委員会が職員住宅管理規則を改正し、平成27年1月から新たな算定方法を取り入れたことを

踏まえまして、区におきましても、同様の取扱いにすることといたしました。

また、1回当たりの改定の上限額につきましては、現行の上限額の100分の150に相当する額とし、家族住宅は4,500円、独身住宅は2,200円にすることといたしました。これらの方針をもとに、新たな使用料を算定したところ、家族住宅は6万2,500円に、独身住宅は3万1,200円に、それぞれ平成28年4月1日から改定することが妥当であるとの結論を得たところでございます。このことに伴いまして、教職員住宅の使用料を改定するものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

第13条第1項の表におきまして、家族住宅及び独身住宅の使用料を記載のとおり改定するものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第15号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第15号は原案のとおり可決といたします。

それでは、引き続きまして、報告事項の聴取を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは報告事項1番「高円寺地域における小中一貫教育校建設工事の基本設計について」、学校整備課長からご説明いたします。

学校整備課長 「高円寺地域における小中一貫教育校建設工事の基本設計について」、ご報告をいたします。

高円寺地域に設置いたします施設一体型小中一貫教育校の建設工事については、「高円寺地域における新しい学校づくり懇談会」の意見を踏まえまして、基本設計がまとまりましたので、報告をいたします。

お手元には、資料として、別紙1が新しい学校づくりの基本的な考え方、別紙2は完成イメージ図、別紙3は案内図と既存校舎、現在の高円寺中学校の校舎の配置図、別紙4が新しい学校の配置図、別紙5が新しい学校の各階の平面図、別紙6が立面図、別紙7が断面図となっております。

では、説明に入らせていただきます。

これまでの経緯でございますが、平成25年11月に高円寺地域における新しい学校づくり計画を策定いたしました。

その後、平成26年3月には懇談会を設置をし、平成27年12月まで、延べ15回開催しております。

「内容」でございます。「高円寺地域における新しい学校づくりの基本的な考え方」といたしましては、別紙1をご参照ください。懇談会におきまして、目指す学校像等について議論を重ねて決定したものでございます。義務教育9年間の学びの系統性・連続性を重視した指導を行う、そのための施設づくりを行う。

2、3、4と具体的なことを掲げてございます。「豊かな人間性を育む学習環境等の整備充実」「安全性が高く、地域防災の拠点となる学校」「地域力を生かし、地域と共に歩む学校」、これらを実現するための設計を行ったところでございます。

次に計画の概要でございます。施設一体型小中一貫教育校の開校にあたりまして、現高円寺中学校校地に統合新校舎を建設いたします。敷地の面積は1万1,294平米、これは現在と同じでございます。延床面積は約1万8,400平米、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階建一部地下1階建でございます。

主な諸室でございますが、小学校は普通教室が20教室、中学校は9教室で、合計29教室といたしました。その他、記載のような少人数教室、それから個別学習室、特別教室などを設け、多目的室としてはランチルーム・武道場・放課後居場所事業拠点、そして学童クラブ、さらに特別支援学級・特別支援教室。特別支援学級につきましては、後ほどご説明いたしますが、小学部・中学部と設置をいたします。また、小アリーナ、

これは小学生用でございます。大アリーナ、これは主に中学生用でございます。この2つのアリーナを設置いたします。

(3)の「配置計画」でございます。校庭が最も広く確保できることから、学校の敷地の南側、現在の高円寺中学校で申しますと、校庭側のところに新校舎を建設いたします。

裏面にまいります。「設置する特別支援学級の種別」でございます。「知的固定学級」は小・中と設置することといたしたところでございますが、その理由といたしまして、杉並和泉学園と同様に、小中9年間を通した一貫性のある特別支援教育の充実を図る。そして、高円寺地域における知的固定学級(中学校)ですけれども、そちらの生徒数が増加しており、増設の必要性が高いこと、これらの理由から、知的固定学級小学部・中学部を新しい学校の中に設置をすることといたしたものでございます。

次の「実施設計に向けて」でございます。

(1)高円寺地域における新しい学校づくりの基本的な考え方や懇談会の意見を踏まえまして、学校関係者、保護者等の要望を可能な限り、今後行う実施設計に反映してまいります。

(2)緑豊かな自然環境を十分に考慮し、自然に触れあえ、季節感を感じられる良好な学習環境の整備にも努めてまいります。

(3)エコスクール事業でございますけれども、新しい学校につきましても、建築条件に即しましたエコスクール項目を実施設計に反映させてまいります。

今後の予定、スケジュールでございます。

本年、平成28年1月29日と2月18日に近隣住民に向けた基本設計の説明会を行います。あわせて、今年度中に実施設計に着手をいたします。

28年度に入りまして、既存プールの解体。新校舎の建設の着工。

平成30年度、これは平成31年の2月ごろを予定しておりますが、新校舎の建設が竣工となります。

そして平成31年度、31年4月には、新しい校舎が開校し、あわせて既存校舎の解体、グラウンド整備に着手をいたします。

説明は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

お願いいたします。

對馬委員 とても期待ができるような、どういう教育をしたいかというのが非常に明確で、特に阿波踊りの練習ができる防音設備などが非常にやはり地域性がある、すごく新しい学校づくりとしておもしろいなと思います。

やはり、どういう学習をさせていきたいかということが非常に明確にあって、それに対して学校をつくっていくということがとても大事なことでと思いますので、とても期待できる計画だなと思います。

工事のときに、やはり工事車両の出入り等もあると思いますので、そのあたりを十分に配慮してつくっていただきたいと思います。

それから、今ある校舎が壊されていくときは、やっぱり子どもたちの悲しい気持ちというのかしら、寂しい気持ちとかもあると思いますので、そのあたりの配慮もぜひお願いしたいと思います。

学校整備課長 この基本設計に至るまでは、懇談会で3校の関係者が集まって、非常に丁寧に議論をして、検討してまいったところでございます。このときに3校の伝統、それから新しい学校が設置されて、高円寺中学校のこの地域、やはり阿波踊りということはよく意見がありました。これらをどのように新しい学校に生かしていくか。それと、教育につなげていくかということ念頭に据えまして、基本設計に至ったものでございます。

工事の安全性につきましても、過去、私ども、何校も改築しております、過去の経験を踏まえ、今日の安全対策、そして学校教育も支障のないように、また近隣への配慮なども十分考えて実施してまいります。

伊井委員 とてもすばらしい計画だと思うのですが、工事中のことなのですが、先ほどの對馬委員から質問がございました安全面もそうなのですが、プールが1つであったり、校庭が1つであったりということ踏まえて、それも今後の教育の中でどのような使用体系になっていくのかなという部分と、それから、工事中に体育などはどのようにやっていくのかということと、それから特別支援学級の固定学級ができるのですが、支援教室との連携はぜひ図っていただきたいなというのがあります。

それからもう1点、エコスクールの環境共生型の学校事業については、エコスクール事業検討委員会の報告書に基づき、新校舎の建築状況に即

した形で項目を設けているということで記載がございますが、具体的にもし内容がある程度見通しがついていましたら、どのような内容なのかを教えていただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

学校整備課長 まず、工事中の体育でございますが、杉四小の校庭を高円寺中学校の生徒も使わせていただくということで考えております。

あわせて、プールにつきましても、水位の調整をして、高円寺中学校の中学生が杉四小で行うということを考えております。

それから新しい学校ですが、まず、プールにつきましては、床を昇降式にいたしまして、授業時数などは調整をして、小学部、中学部、そして特別支援の子どもたち、これらがうまくそのプールでできるようなことも既に計算はしているところでございます。

グラウンドにつきましても、新しい児童・生徒数が十分このグラウンドで体育、それからクラブ活動などができるような面積を確保しておりますけれども、この図面を見ていただきますと、まず、アリーナも2つ、小学部と中学部、設けておりますので、体育館における運動も十分できるということ、そして屋上にも運動スペースを設けておりまして、こちらでも例えば学童クラブの子どもたちも使えるということもあるでしょうし、それからその他、空き時間、休み時間なども小学生がそういったスペースを使えると。十分な運動の面積をとったということで設計をしているところでございます。

それから、エコスクールについてですが、現在、私どもの学校で考えていることは、まず太陽光発電、そしてこれは震災救済所の学校でありますので、太陽光パネルと蓄電池を設置をし、電気が切れた場合には、72時間はその電気で体育館へ避難した方への電源供給を一部できるというようなことも考えておりまして、さらにその太陽光パネルは、太陽光発電をすれば、その何キロワットかは自分で発電をできるだろうということですが、

それから、この学校は、環状七号線に接していることから、全館に冷暖房を設置する予定でございますし、それから必要であれば、例えば二重サッシにすることも1つと思います。ただ、春や秋については、なるべく自然の通風、採光などを取り入れたいと思っておりますので、それらもエコスクールの1つと捉えて、両方兼ね備えた設計を考えていると

ころでございます。

学校整備担当部長 今回、全面改築に当たりまして、校庭のある部分に校舎の新築工事をする予定でございます。したがって、既存の校舎、体育館も当分の間、そのまま継続して使用できますので、体育の授業等は杉四小等既存の体育館を使って、支障のないようにしていきたいと思っております。

伊井委員 エコスクールのことなのですが、建物がエコスクールであっても、そのハード面とそれから中の教育ということとをぜひ連携して、先ほどおっしゃったように、通風・採光も含めまして、その建物の持った資質というか、特徴、躯体そのものとそれからその教育の子どもたちがどのような、そのエコスクールから学びとって行くのかということあたりをぜひ、教育という面で先生方にもまたご協力いただいて、授業として広がっていくといいのかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

学校整備課長 エコスクールの考え方というのは、その施設、ハード面プラス環境教育とセットと私どもも考えております。既存校においても環境教育に様々取り組んでいる学校がたくさんございますけれども、あわせて、ここの新しい学校、どういったエコスクールシステムが入っているかということとを勉強すると同時に、環境教育にそれをつなげていくということを考えております。

教育長 昨年の暮れに、中央教育審議会が、これからの学校のあり方について、答申を出したわけですが、その中で強調されていることの1つに、開かれた学校、地域と共にある学校というのがあります。その、地域と共にある学校については、学校として、今後、どうあるべきかということについての答申が行われました。その基本は、学校と地域が常に連携・協力して、教育を進めていくということ。一方で、その学校の教育活動を地域がサポートすることを通して、地域の活性化、あるいはコミュニティーの再生につなげていくということです。これは、この間、杉並区がとってきた基本的な考え方である「いいまちはいい学校を育てる」、そして「学校づくりはまちづくり」というこの考えを踏襲したものになったわけです。

そういう観点から見ていきますと、高円寺地区の地域の方々が、この間、杉四小、杉八小、高円寺中の教育活動に対して、様々な形で支援を

していただいていたところでは、特に、高円寺シップという形で、児童・生徒の教育活動をサポートしてきていただいたその内容は、かなり膨大なもので、高く評価ができるものだと考えています。

この高円寺地域における新しい学校づくりの基本的な考え方の中に、きちんと「地域力を生かし、地域と共に歩む学校」という形で、4本の柱に立てたということは、これは非常に地域の方々にとっても心強く思われることだろうと考えます。「地域力を生かし」というのは、この間の高円寺地区の方々の地域の学校教育や子育てに果たしてきた様々な力、そこで得られた経験や知見をこの新しい学校にも生かしていこうということですし、地域と共に歩む学校であるという姿勢を明確にすることによって、これまでの関係をさらに発展させていこうという、非常に明快なメッセージとして区民にお話をするができるだろうと考えます。

そういう意味からしますと、建物の中に学校支援本部であるとか、あるいは学校運営協議会といった、学校を支える人たちの活動スペースを設置する。それから高円寺地域が持つ地域力を学校運営に生かしていくという、そういう狙いの中で、さらに地域コミュニティーのよりどころとして、地域の人たちの集まれる場所としてのスペースを用意していくということであれば、この間の杉並の教育の基本的な方向性を高円寺地域の新しい学校づくりに生かして、さらにそれを発展させていくという方向性もはっきり示すことができたと考えます。

建物をつくっていく上で、いろいろ制約はあろうかと思いますが、学校と地域が連携・協働して、いい教育を進め、なおかつそこから得られた様々な成果が地域の活性化にまた還元されていくという、そんな仕組みの核になる学校になってほしいと改めて思いました。

庶務課長 ほかにご意見等はよろしいでしょうか。

それでは、報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、引き続きまして、報告事項2番、「杉並区中学生レスキュー隊の『第12回地域の防火防災功労賞』の受賞について」、学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 表題のとおり、杉並区中学生レスキュー隊が東京消防庁より、第12回地域の防火防災功労賞の優秀賞を受賞いたしましたので、この件につきましてご報告させていただきます。

こちらの賞は、東京消防庁が管轄しているものでございまして、地域

の防災力の向上を目的に創設されたものでございます。

この度、中学生レスキュー隊が表彰の対象になったわけですが、けれども、平成17年度に取組を開始しまして、平成22年度以降につきましては、全区立中学校に組織されております。また、総勢300人以上が毎年隊員といたしまして防災意識や地域貢献意識の向上を図る、あるいは地域の震災訓練等に参加すると、そういった活動の幅も広げられるていことが評価され、同賞を受賞したものでございます。

なお、中学生レスキュー隊員の隊員数の推移等につきましては、参考に掲載をさせていただいております。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

教育長 杉並区中学生レスキュー隊が、今回、表彰を受けたわけですが、その評価の対象になった先駆性、継続性、地域への貢献度ということが書いてありますが、先駆性については、まさにこの杉並区中学生レスキュー隊が、例えば都立学校の高校生レスキュー隊のモデルになり、また、他の自治体でも始められた、いわゆるこの擬似的な中学校レスキュー組織のようなもののモデルになっている。これは我々が自負しているところだと思うわけです。

ですから、こういった非常に先見性のある事業を早くから取り組んできたということ、そしてそれを一過性の事業としてではなくて、継続的に発展させてきた。当然、その成果として地域への貢献ということがあったわけで、そういう意味では、これは単に表彰されたということだけではなくて、この事業の持っている意義とか意味とか成果といったものをきちんと評価して、各学校に対しても、あるいは地域社会に対しても、区民に対しても、こういった事実をよく説明して、改めて理解と支持、支援を深めていく必要があるかと思えます。思いついて急にできるようなことではなくて、やはり毎年毎年、生徒が替わっていく中で、意義が継続され、事業を継続していくという、まさにこの継続性というのも大事なことです。ですから、表彰されたということは、本当によかったなと思えます。

設立当初は、災害とかいわば緊急時のレスキューというような発想もあったわけですが、緊急時ではない、平時のレスキューというの

もあるわけです。それは例えば日常の地域生活の中で、困っている人がいた場合、火事の際には助けるけど、日常の生活では見て見ぬふりをするというのでは、これは本当の支援にはならないし、ですから、この日常の中でよく起きる困ったことに対しても、声をかけてあげたり、力を貸してあげたりすることができる。あるいは、今後、東京オリンピックに向けて、海外からの来訪者が杉並区にも増えてくるだろうということは予想されるわけで、そういったいわば言葉に不自由をしたり、地域に不案内の人について、何かお手伝いをするのができませんかというような声をかけることができる中学生でもあってほしいと思うわけです。

ですから、今後のいざというときに役立つ中学生、そのいざというときの中身を災害とか、何とかという特定のものに限らず、日常生活の中で頼りになる中学生、その中学生を組織化していくということも、今後の課題としてぜひ考えていってほしいと思います。そうすれば、日中、大人の手が足らなくて、地域で何か起きたときに、具体的に対応することは、なかなかできないといわれていることであっても、中学生は日中、学校にいるわけですから。あるいは学校の行き帰りはまちの中を通っているわけですから、そういうときに一声かけてやることができるこの頼りになる中学生、そんな場面も増えていくだろうし、ぜひそんな取組に発展をさせていってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

学校支援課長 これまでの取組を踏まえまして、次にどういったステージが迎えられるか、十分に検討してまいりたいと存じます。

教育長 お願いします。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、引き続きまして、報告事項3番、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習スポーツ担当部長からご説明いたします。

生涯学習スポーツ担当部長 本日、生涯学習推進課長が公務出張のため、私から説明させていただきます。

案件は、平成27年12月分の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」でございます。

1ページをご覧ください。12月分の合計は28件で、内訳は定例26件、新規2件となっております。

共催・後援別では、共催12件、後援16件となっております。新規の共催・後援名義の使用でございますけれども、その2件、1件目は、資料2ページ、1枚おめくりください。この一番下、「社会教育センター分」というところでございます。

名義形態は共催。団体名は「すぎなみサイエンスフェスタ実行委員会」。事業名は「第1回すぎなみサイエンスフェスタ」でございます。

1月13日の教育委員会でご報告しました幼児から大人まで世代を超えて科学に親しみ、学ぶことができる参加体験型の科学の祭典で、今年度から新たに実行委員会形式で開催するもので、共催となっております。

2件目は資料7ページをご覧ください。最後のページでございます。

中央図書館承認分で名義形態は共催。団体名は「科学読物研究会」。事業名は「林完次講演会『星の声に、耳をすませ』」でございます。

以上で説明を終わります。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

伊井委員 単純な質問で申し訳ないのですが、最後のその「科学読物研究会」というのは、サイエンスフェスタなどに寄与する形で関連性を持たせるような感じの、広がっていくような団体なんでしょうか。

中央図書館長 こちらの団体につきましては、従前から図書館でいろいろな科学の関係の読物の活動をされたグループで、直接今回のサイエンスフェスタとは違いますけれども、図書館の中の実施団体でもあって、今回は天文学者の方をお招きするという事です。ですから、普段はどちらかという、天文よりは広い科学の形でやられている団体と認識しております。

ただ、逆に、今、せっかくご指摘いただいたので、こういうふうな形でサイエンスフェスタをやっていますよというのをこちらからちょっと働きかけをしてみたいと思います。

伊井委員 いろいろな形でご協力いただければと思います。

生涯学習スポーツ担当部長 読み聞かせの関係では、中央図書館が、今回、サイエンスフェスタでブースを設ける予定となっております。

伊井委員 わかりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項3番につきまして、以上とさせ

ていただきます。

それでは、引き続きまして報告事項4番、「平成27年度学力等調査の結果について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事(大島) 私からは、平成27年度学力等調査の概要及び結果、今後の取組についてご報告いたします。

まず、これら学力調査の目的は、児童・生徒の学力等の状況の把握・分析により、各学校における教育課程や指導方法等、及び教育行政の教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることにあります。

対象は、国の調査は小学校第6学年と中学校第3学年、東京都の調査は、小学校第5学年と中学校第2学年となっております。内容・時期についてはご覧のとおりです。主に対象学年の前年度までの内容について調査しております。

まず、全国「学力・学習状況調査」の結果です。本区は、小学校第6学年、中学校第3学年ともに、国語科、算数・数学科とも、国・都の平均正答率より高い状況にあります。

次に、東京都の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果です。

小学校第5学年、中学校第2学年ともに、国語科、社会科、算数・数学科、理科とも、また、中学校第2学年の外国語科も合わせて、都の平均正答率より高い状況です。

しかしながら、学習指導要領に示されている教科の目標や内容の実現に到達できていない児童・生徒が存在することも事実でありますので、これらの児童生徒について、引き続き基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や基礎・基本を活用したり、日常社会生活で実践したりする力の育成を図っていく必要があります。

「今後の取組の方向性」についてご報告します。

まず、「学校の取組」ですが、一人ひとりの学びをしっかりとつなげるために、一貫教育のさらなる推進を図っていきます。また、授業においてみずからの考えを表現し、課題を解決していく場面をICT等を効果的に用いるなどして増やしていきます。

「教育行政の取組」ですが、全ての児童・生徒の学びを支える補習支援事業を継続します。また、夏期休業中等に、各学校で行う学力向上校内研修に指導主事を派遣するなどして、教員の授業力向上に努めてまい

ります。

以上、報告とさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 今、お話いただいた中にありましたけれども、やはりこの平均的にはよくても、どうしても学び残しのある子もまだまだたくさんいると思いますので、できるだけそういう子が少なくなるように今後もどうぞよろしくお願いいたします。

統括指導主事（大島） 各学校で補習授業等の補習もしっかり行っているところではございますが、行政としてもしっかり支援していきたいというふうに考えております。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

（「なし」の声）

庶務課長 それではないようですので、報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。

引き続きまして、報告事項5番、「平成27年度体力等調査の結果について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事（手塚） 私からは、「平成27年度体力等調査の結果について」ご報告いたします。

資料をご覧ください。本調査の目的は、児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、各学校においては児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する取組の改善を図ることを目的としております。

調査対象、内容、実施時期は、資料に記載のとおりでございます。

次に、「結果の考察」についてご説明をいたします。

調査結果については、資料のグラフにありますように、Aの体力が「高い」から、Eの「低い」の5段階で示しており、C「普通」を義務教育段階の最低達成基準と設定しております。総合判定は、実技に関する調査項目の結果を得点化し、その合計得点を5段階に区分して示したものです。

判定C以上の割合を杉並区と東京都の結果を比較した場合、男女ともに小学校3年生を除き、おおむね東京都と同じ割合、また僅かですが上

回る結果となっております。

Cの割合ですが、男子では、小学校、中学校ともに学年進行に伴い多くなる傾向があります。一方、裏面になりますが、女子では、小学校においては学年進行に伴い多くなる一方、中学校では第3学年が最も少ない結果になっています。

最後に、「今後の取組の方向性」について、説明をいたします。

義務教育の9年間を通じて、人生の基盤となる体力を確実に育むため、「学校の取組」と「教育行政の取組」から合わせて進めていきます。

まず、「学校の取組」としましては、体力・運動のみならず、食生活や生活習慣の改善も含めた全人的な力の育成のため、運動の機会、学習の機会を確実に確保してまいります。また、小学校、中学校と分けて考えるのではなく、9年間を通した一貫した指導を進めてまいります。学習指導要領の改訂や保護者・地域住民との協働の促進、そして2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組を推進していきます。

次に、「教育行政の取組」としましては、体力向上拠点校制度を通じて、取組の推進を図るとともに、引き続き「(親子)体力づくり教室」や「すぎなみウェルネスDAY」を継続していきます。

以上で報告を終わります。

庶務課長 それではただいまの説明について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

伊井委員 先だって、桃井第一小学校で報告会がございまして、そちらへ伺いまして、長年にわたり指定校などを受けて、取り組んでいらしたこともあり、今、ご説明がありましたように、運動だけではなくて、生活習慣とか、食育にまで幅を広げて、取組をしていらっしやいました。

この形がセンター校を中心にいろいろ学校で実施されているなという風景を見る機会がたくさんありまして、数字にはあらわれないところで、子どもたちが体を動かすことがおっくうにならない現実というか、そういうほうへ進んでいる部分もあるのではないかなと、例えば縄跳びの大会とかございますね。ああいうので、何かあと、マラソンみたいなことをやっぴらっしやる学校もありますし、学校それぞれでいろいろな特色があるとは思いますが、工夫して本当に子どもたちの体力づくりに努力していらっしやるなど、とても思っています。その数字が少しずつあ

らわれる、今後もあらわれていくと思いますので、ぜひ継続してそういうことに取り組んでいって、体づくりとか、それから自分の健康とか、体に対して自分で意識を持っていくというあたりをまた伸ばしていただけるといいかなと思います。

一生、やはり自分の体とはつき合っていくものですし、健康づくりへの興味とか関心というのも、それから自分で自分の生活をつくっていくというあたりにも、報告の中で子どもたちの様子を見ていて、つながるところがあるなど強く感じましたので、ぜひ今後のご指導の方、よろしくお願いいたします。

統括指導主事（手塚） ありがとうございます。

やはり、子どもたちにとって、運動することを嫌いになってしまっは、きっかけの入り口がつかめませんので、意欲・関心を高める取組として体力づくり教室として、ラグビーとかサッカーとか、そしてこの縄跳びの大縄大会の活動においても、マラソン大会とか、そういう機会を大切に、これからも継続を図ってまいりたいと思っています。

教育長 この男子の結果を見ると、小学校も中学校も学年が進むにつれてABCランクが増えていっています。これは体力がついたということなのか、成長すれば当然こうなると見るのか。例えば、50メートル走を測るとします。1年生は15秒から20秒かかるとしても、放っておいても6年生になればタイムは縮まります。普通に成長していれば。

ですから、計測してタイムが縮まったから体力が伸びたと見るのか、順調に、つまり伸びるべき能力が伸びてきていると見るのか、つまり数値の評価をきちんとしないと、体力向上とか能力向上とかということと成長ということが理解されない。それで、成長が阻害されている要因があるような結果が出たとすれば、それは何かと考えなければいけない。例えば、栄養不良だとか極度の運動不足とかであれば、その栄養不良をもたらしたものは何なのか、極度の運動不足になってしまう原因は何なのかということを考えなければいけないのですが、成長に伴って自然に伸びていくその力というものは、どう評価したらいいのかというのは、私は体力調査の結果を見るたびに思います。その証拠に、女子の方にくくと、小学校は男子と同じように年齢が上にいくに従って、いわゆる測定値は伸びているのです。しかし、中学に行くと反対なのです。つまり、同一の測定をしても意味がない。なぜかということ、女性の成長のピーク

が男子の成長よりも前に来ているとすれば、中学3年間の女子生徒の体力の向上指数、指標は、同じでいいかどうか。なぜかという、大体中学1年生ぐらいまでが幼児期から思春期に、要するに体が成長していく段階であるとするならば、年齢が上がっていけば記録はよくなります。要するに数値はいい方にいくのです。ですけれども、今度は女性としての成熟というふうに考えていけば、早く走るということと成熟した女性の体力というのは、同じではない。もし仮に同じもので比較して、中学2年生、中学3年生の体力が落ちてきているとなるわけでしょう、これは。だから問題だと、もし言うとしたら、これは本当に問題なのかどうか。つまり、体力調査というのは、何を調査しているのかということをも昔から私は指摘しているのです。

もし、成長に伴って自然に身についてきているそういう体力が、どこかで阻害されていることがないかということを確認するための調査だとすれば、これは非常に意味があるかもしれないけれども、もっとほかの要素を加えていくとしたら、何を指標にしたらいいかということは、今後、検討していく必要があるし、中学生の女子の体力が落ちていると見るのか、子どもではなくなって、大人に近づいていけば、当然、走ったりぶら下がったりという能力は、低下してくるわけだけれども、それにかわる体力はついてきているはずですよ。その小学校1年生や、2年生の女子の体力を調べる項目と、中学2年生や3年生の女子の体力を調べる項目が同じだと、こういう結果になるし、違えば違う結果が出てくるはずなので、今後、その年代ごとに求める体力とは何かということと、そもそも体力とは何かということとをどこかできちんと杉並なりの体力観、あるいは発達段階に応じた体力観、あるいは成長と体力ということを考えていく必要は、私はあると思います。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは報告事項5番につきましては以上とさせていただきます。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは、非公開で審議をさせていただきます。

その前に庶務課長、何か連絡事項はございますか。

庶務課長 次回の日程でございますが、定例会の日程を変更させていただきます。2月18日木曜日、午前9時30分からを予定しております。よ

ろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、引き続き、議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第1 議案第8号「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

ご説明いたします。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、個人番号は、社会保障、地方税、または防災に関する事務等であって条例で定めるものの処理に関して利用することができることとされていることから、「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を制定し、独自に個人番号を利用する事務等を定めているところでございます。

この度、区では、平成29年7月から開始される予定である「情報提供ネットワークシステム」を使用した特定個人情報の提供に向け、個人番号を利用することができる事務を追加することにより、さらなる区民の利便性の向上と事務の効率化を図ることといたしました。このことに伴いまして、独自に個人番号を利用することができる事務を定める必要があることから、条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案を1枚おめくりください。

別表第1におきまして、新たに個人番号を利用することができる事務として、杉並区児童育成手当条例による支給に関する事務等を定めております。

裏面をご覧ください。別表第2におきまして、区長が、「児童福祉法による療育の給付の支給に関する事務」を行うために、国民健康保険法による保険給付に関する特定個人情報を利用することができること等を定めております。

議案を4枚おめくりください。22番の項目です。

区長または教育委員会が、「日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務」を行うために、中国残留邦人等への支援給付等に関する特定個人情報及び外国人生活保護に関する特定個人情報

を利用することができることと規定しております。

なお、災害共済給付制度は、学校の管理下で発生したけがや病気などの災害に対して医療費や見舞金の給付を行う、法律に基づく共済制度でございます。

最後に附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第8号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第8号は原案のとおり可決いたします。

庶務課長 引き続きまして、日程第2 議案第9号「杉並区職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

平成26年5月、地方公務員法の一部が改正され、能力及び実績に基づく人事管理を徹底するため、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とすることとされたほか、給与に関する条例には、給料表に定める職務の級ごとに、基準となるべき職務の内容を定める「等級別基準職務表」を規定することとされたところでございます。

また、この法改正を受け、特別区人事委員会が昨年10月に行った「職員の給与に関する報告及び勧告」では、人事評価を給与に適正に反映するための方策として、分限処分における降給を速やかに導入することが必要であるとされたところでございます。

これらのことに伴いまして、「等級別基準職務表」を定める等の必要

があることから、関連する10件の条例を条建てで改正するものでございます。

それでは、教育に関する事務の改正内容につきましてご説明を申し上げます。

新旧対照表、まず1ページをご覧ください。

第1条による改正は、「杉並区職員の分限に関する条例」の一部を改正するものでございまして、学校教育職員及び幼稚園教育職員にも適用されるものでございます。

職員の勤務実績が不良なことが明らかな場合で、指導等を行ったにもかかわらず、勤務実績が改善されないときは、その意に反して3号給下位に降給することができることとするものでございます。

次に、新旧対照表の7ページをご覧ください。

第4条による改正は、「杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の一部を改正するものでございまして、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が区長に報告しなければならない事項に「人事評価の状況」等を加えるものでございます。

続いて、新旧対照表の8ページをご覧ください。

第5条による改正は、「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を、新旧対照表の11ページ、第7条による改正は、「杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の一部を、裏面の12ページ、第8条による改正、こちらにつきましては、「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を、続いて、新旧対照表の15ページ、第10条による改正につきましては、「杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の一部をそれぞれ改正するものでございまして、地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

では、議案にお戻りいただき、表紙から3枚おめくりください。

第6条は、「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部を改正するものでございまして、幼稚園教育職員の等級別基準職務表及び降給の効果を定めるほか、地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

裏面の第9条でございしますが、「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」の一部を改正するものでございまして、学校教育職員の等級別基

準職務表及び降給の効果を定めるほか、地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

最後に附則でございます。施行期日は平成28年4月1日とするほか、降給に係る規定につきまして、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第9号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第9号は原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第3 議案第10号「杉並区職員の退職管理に関する条例」を上程いたします。

それではご説明いたします。

先ほど、議案第9号でご説明いたしました、地方公務員法の一部改正により、職員の退職管理の適正の確保を図るため、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、現職の職員への要求、依頼等の働きかけを禁止すること等とされたところでございます。

また、離職前5年より前に、国の部長または課長に相当する職務に就いていた再就職者に対し、その間の職務に関して、離職後2年間、働きかけを禁止することを条例により定めることができること等とされたところでございます。

そこで、区におきましては、退職管理のより適正な確保を図るため、当該再就職者について働きかけを禁止すること等といたしました。このことに伴いまして、職員の退職管理に関し、必要な事項を定める必要があることから、条例を制定するものでございます。

なお、この条例は、県費負担教職員、学校教育職員、及び幼稚園教育職員につきましても適用されるものでございます。

それでは、条例案の概要につきましても説明を申し上げますので、議案を1枚おめくりください。

題名は、「杉並区職員の退職管理に関する条例」としております。

第1条は、この条例の趣旨を定めるものでございまして、職員の退職管理に関し、必要な事項を定めることとしております。

第2条は、再就職者のうち、国の部長または課長の職に相当する職に離職前5年より前に就いていた者は、現役の職員に対し、離職後2年間、職務上の行為について働きかけをしてはならないこととするものでございます。

第3条は、管理職であった元職員は、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合は、任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならないこととするものでございます。

第4条は、再就職の届出を受けた任命権者は、区長に報告し、区長はその報告を取りまとめ、規則で定める事項を公表するものとするものでございます。公表する事項は、再就職者の氏名、離職時の職、再就職先の名称等を予定しております。

第5条は、委任に関する規定でございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

教育長 これはすごくわかりにくいと思うのですが、誰が誰に対して、何をしてはいけないと定めるのですか。

庶務課長 例えば、やめた人がやめた後2年間ですけれども、その前の5年間に就いていた職務がありますが、新しい再就職先から、前の5年間の関係する仕事について、例えばこういうものを買ってほしいとか、こういう契約を結んでほしいとか、そういう働きかけをしてはいけないということです。

教育長 以前の職場に対して、便宜供与を求めたりとかということとは、当然、あってはならないことですが、それ以外にも倫理上の行為といったことも含めて、前籍の職員に対して影響力を行使してはいけないということですね。

庶務課長 そうです。前職といいますか、離職前5年間です。異動を含めてやめる前5年間に、例えば3カ所ぐらい在職していれば、それに関連することについて、民間に再就職した者が求めてはいけないということです。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第10号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第10号は原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第4 議案第11号「杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

平成26年6月行政不服審査法の全部改正により、不服申し立ての手続が審査請求に一元化され、条例で定める場合を除き、処分に関与しない職員である審理員が主張を公平に審議することとされたほか、地方公共団体は、審査請求の裁決の客観性・公平性を高めるため、審理員が行った審議手続の適正性や審査庁の判断の適否を審査する第三者機関を置くこととされたところでございます。

このことに伴いまして、情報公開請求に係る処分等について、審理員による審理手続に関する規定の適用を除外する等の必要があることから、関連する12件の条例を条建てで改正するものでございます。

それでは、教育に関する事務の改正内容につきまして、ご説明を申し上げますので、新旧対照表の14ページをご覧ください。

第11条による改正は、「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部を改正するものでございます。

行政不服審査法の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

次に新旧対照表の16ページをご覧ください。

第12条による改正は、「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」の一部を改正するものでございまして、行政不服審査法の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

最後に、附則でございます。

施行期日は平成28年4月1日とするほか、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第11号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第11号は原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第5 議案第12号「杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

区は、行政委員会の委員及び任命権者が定める非常勤職員が受ける月額報酬の支給方法について見直しを行い、月の初日から末日までの間にわたり、職務を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬を支給しないことといたしました。

また、月の中途において死亡したときは、一月分の月額報酬を支給することとしているところでございますが、日割りにより計算した額を支給することといたしました。

このことに伴いまして、月額報酬の支給方法を改める必要があること

から、関連する2件の条例を条建てで改正するものでございます。

それでは、教育に関する事務の改正内容につきまして、ご説明を申し上げますので、新旧対照表の2ページをご覧ください。

第2条による改正は、「杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するものでございまして、行政委員会の委員が月の中途において死亡したときは、その日まで報酬を支給することとし、行政委員会の委員が月の初日から末日までの間にわたり、その職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬を支給しないこととするものでございます。

最後に、施行期日でございますが、公布の日としてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第12号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第12号は原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第6 議案第13号「平成27年度杉並区一般会計補正予算(第4号)」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算が5事業でございます。

議案を2枚おめくりいただいて、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。

まず、歳入歳出予算についてご説明をいたします。

事務事業名、「学校人事・給与事務」「小学校の移動教室」「小学校の施設整備」「幼稚園等就園奨励」「私立幼稚園等教育支援」の5事業については、本年度の事業執行により、実績として生じた予算の残額を減額補正するものでございます。

なお、「幼稚園等就園奨励」「私立幼稚園等教育支援」におきましては、特定財源もあわせて減額となるものです。

次のページでございますが、教育費の総額が記載されております。

教育費全体の補正前の額から今回の減額補正額1億8,200万円を減じました補正後の教育費総額は、147億2,698万8,000円でございます。

議案第13号につきましても説明は以上でございます。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第13号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第13号は原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第7 議案第14号「平成28年度杉並区一般会計予算」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

議案を2枚おめくりいただき、1ページ目から4ページ目、こちらが「平成28年度予算編成に関する基本方針」となっております。

平成28年度は、基本構想で掲げる将来像の実現に向けた10年間にわたる総合計画の折り返しを迎える年にあたることから、基本構想の実現に向けて計画事業の取組を加速化させる必要がございます。また、地方創生の取組などの新たな視点を加え、区全体の更なる活力を与える施策を着実に進めていく必要もございます。

一方、景気の先行きは依然不透明な状況が続いていること等により、多くの人々にとって、将来にわたって、豊かさや安心を展望することが難しい時代となっております。こうした先行き不透明な時代であるからこそ、区は住民に最も身近な基礎自治体として、長期的な展望を持ちながら、区民の生活をしっかりと支えていかなければならないという基本的な考えの下、新年度予算を「豊かさと安心を未来に拓げる予算」と名付

け、総合計画・実行計画や、区立施設の再編整備計画の着実な推進等に加え、「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた地方創生のための取組に力を注ぐなど、区民が豊かさと安心をより確かなものとして実感し、未来にわたって希望が持てるようにとの考えを基本方針として予算が編成されております。

5ページをご覧ください。こちらは一般会計全体の財政計画となっております。

次の6ページでございますが、こちらが教育費における歳入予算となっております。前年と比較しますと、新たに徴収することとした使用料・手数料収入、また永福体育館の移転改修に伴う特別区債の増などによりまして、3億4,600万円余の増となっております。

続きまして、7ページでございます。一般会計の歳出予算の款別集計でございます。区全体では、前年比70億200万円、4.2%の増額予算となっております。

7款の教育費では、13億8,000万円余、9.3%の増となっておりますが、こちらは永福体育館の移転改修工事が始まることや、学校の改築の進展等の要素によるものでございます。

続いて8ページです。「債務負担行為」でございまして、(仮称)就学前教育支援センターの整備のための実施設計ほか3事業となっております。

続いて9ページですが、こちらは「地方債」でございまして、妙正寺体育館の改築及び永福体育館の移転改修について、記載の額を限度額として、地方債を発行するものでございます。

10から11ページにつきましては、教育費の事業別一覧で、全事業前年度対比で掲載しております。

次に、教育費の主な事業内容について、12ページ以降の資料でご説明いたします。

まず、12ページをご覧ください。

こちらに記載のものは、いずれも臨時事業でございますが、旧新泉小学校の校舎等の施設の修繕のための費用、それから次世代トップアスリートの育成支援のための経費を計上しております。

続いて13ページからの投資事業でございます。

先ほど、債務負担行為でもご説明いたしました、(仮称)就学前教育

支援センターの整備では、平成31年度の開設を目指して基本設計等に、そして高円寺地区の小中一貫教育校の施設整備では、平成31年度の開校を目指して実施設計にそれぞれ着手してまいります。

続いて14ページでございます。杉並第一小学校の改築では、平成33年度の完成を目指しまして基本設計に、また桃井第二小学校の改築では、平成31年度の完成を目指して実施設計にそれぞれ着手いたします。

次に15ページに移りまして、永福体育館の移転改修では、平成29年度の完成を目指して改修工事に着手してまいります。

続いて16ページ以降の「主な既定事業」でございます。

「地域運営学校等推進」では、平成33年度全小中学校指定を目指し、平成28年度は地域運営学校の指定を加速化させ、6校を新規指定といたします。

「学校の支援」では、部活動活性化事業を本格化するなど、各学校に対する支援活動の一層の充実を図ってまいります。

「特別支援教育」では、平成30年度までに小学校各校に特別支援教室を設置するため、平成28年度は次年度設置予定の18校の環境整備を行うなど、特別支援教育の充実を図ってまいります。

続きまして17ページでございます。「情報教育の推進」では、ICTを活用した事業の推進に向け、電子黒板機能付きプロジェクターを運用し、タブレット端末の運用調査を図るとともに、効果的な活用に向けた教員研修の充実を図ってまいります。

「学校支援教職員」では、管理職経験者等、副校長を校務支援員として、大規模校や教育課題校等に新規に配置してまいります。

続きまして18ページでございます。「中学校の移動教室」では、交流自治体での宿泊を伴うフレンドシップスクール事業等の経費を計上しております。

続いて19ページをご覧ください。「郷土博物館の運営管理」では、新たに荻外荘関連特別展を開催する経費を計上しております。

「図書館運営」では、平成29年度に計画している中央図書館の改修設計に向け、調査研究を行うための経費等を計上しております。

「次世代型科学教育の推進」では、天文学習事業やサイエンス・コミュニケーション事業の拡充等のための経費を計上しております。

続いて20ページをご覧ください。「スポーツ推進計画」では、スポー

ツ始めキャンペーンを拡充するなど、スポーツ、運動が区民にとってより身近になる環境づくりを進めてまいります。

最後に、少し飛びまして、23ページの債務負担行為についてでございます。

新規のものはございませんが、平成27年度までに債務負担行為を設定したもののについて、支出予定等に関する調書をつけておりますのでご参照ください。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

お願いします。

對馬委員 11ページの下の方、網かけの「オリンピック・パラリンピックの推進」というのが「生活経済費へ移行」と書いてありますが、これはどういう意味でしょうか。

スポーツ振興課長 オリンピック・パラリンピックの組織が、今般区民生活部に移管する予定ですので、このような表示になってございます。

事務局次長 ご案内のとおり、平成27年4月から、政策経営部にオリンピック・パラリンピックの担当参事を置き、教育委員会の生涯学習スポーツ担当部長が兼務するという体制でやってまいりましたけれども、いよいよ今年、リオデジャネイロ、そしてその次の東京ということで、区全体でこのオリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成や、関連事業をより総合的に推進していく必要があるということでございます。今回の組織改正については、そういった視点から、区長部局に核となる担当を置くという組織改正を考えてございます。

いずれにしても、教育行政として進めていくべき課題は当然ございますので、全庁的な所管が区長部局に移ったとしても、そことも連携しつつ、しっかり進めていく考えでございます。

伊井委員 質問というよりも、3ページのところに「待機児童解消に向けた取組」という説明がありますがけれども、「担当部局を超えた全庁的な対応が必要であり」というところで、すごいなと思ったので、ぜひお願いしたいと思いました。関係部局が連携して、そのために施設の設置場所の選定などということで、スピード感を持って対応が必要であるとい

うことで、施設をどこに建てるかとか、そういうことに関しても連携を図って、スピード感を持って進めていかれるのでしょうかけれども、大変期待しておりますので、よろしく申し上げます。

事務局次長 保育の待機児童対策は、区の喫緊の課題の1つです。この間、子ども・子育て支援新制度が始まって、認可施設としての小規模施設なども制度化されており、そうした小規模施設は、比較的少ないスペースで、スピード感を持った整備・開設ができるものです。また、これからは施設を再編整備していく中で生み出された施設・用地を有効活用して整備していくことなどを含め、全庁を挙げて取り組んでいくということでございます。

對馬委員 今のことに関連して、待機児童を解消していくのが数年たつと、全部そのかなり学校の方に、今もう影響が出始めていると思うのですね。その対応がやはり教育委員会としてすごく大事になってくると思いますので、区として全庁的にこれを拡大していくとか、対応していくということは、そのまま学校にもやはり児童・生徒が増えていく可能性があるということだと思いますので、校舎なども見積りが大分変わってくるのかもしれないなど、すごく、今、感じています。ぜひ、そのあたりも含めた対応をお願いいたします。

事務局次長 子育て世帯が増え、その定住化が進み、杉並が将来に渡って若い世代から高齢者まで、生き生きと自分らしく生きられるまちづくりを進めていく中で、教育行政としては、例えば義務教育に必要な施設整備、環境整備など、中長期を見据え、しっかり対応していくということが責務だと思っています。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第14号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第14号は原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。